

平成 21 年 第 2 回

高森町議会臨時会会議録

平成 21 年 2 月 17 日 開会



高 森 町 議 会

2 月 1 7 日 (火)

平成21年第2回高森町議会臨時会（第1号）

平成21年2月17日
午前10時01分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第1 会議録署名議員の指名について

10番 後藤 英範君

1番 立山 広滋君

日程第2 会期の決定

(1) 会 期（1日間）

自 平成21年2月17日

至 平成21年2月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月17日（火）	本会議	

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成20年度高森町一般会計補正予算】

日程第4 議案第2号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 立 山 広 滋 君

2 番 森 田 勝 君

3 番 田 上 更 生 君

4 番 甲 斐 直 三 君

5 番 甲 斐 廣 國 君

6 番 後 藤 和 昭 君

7 番 甲 斐 正 一 君

8 番 相 馬 俊 行 君

9 番 三 森 義 高 君

10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	藤本正一君	教育長	渡邊哲郎君
総務課長	岩下健治君	住民福祉課長	佐伯秀和君
税務課長	岩下昭久君	産業観光課長	後藤正三君
建設課長	瀬井公吉郎君	会計課長	佐伯実範君
教育委員会事務局長	色見隆夫君	総務課長補佐	村上源喜君
住民福祉課長補佐	長尾和博君	税務課長補佐	後藤秀希君
産業観光課長補佐	甲斐敏文君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古澤建生君	議会事務局係長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開会 午前10時01分

-----○-----

○議長（三森義高君） 会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いします。町長 藤本正一君。

-----○-----

町長挨拶

○町長（藤本正一君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第2回高森町議会臨時会を開催いたしますことにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変ご多忙の折、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の臨時議会を開催いたしましたのは、昨年末からの話題となっております定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業にかかわります予算の補正でございます。国におきましても第2次補正予算が成立いたしましたことから、定額給付金事業につきましては、市町村を事業主体とし、景気後退下での住民の不安に対処するため、定額給付金を給付することにより、住民への生活支援を行うことを目的とし、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資するものであります。

また、子育て応援特別手当事業につきましては、同じく現下の厳しい財政需要をかんがみ、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、緊急措置として支給をするもので、子育て家庭に対する生活安心の確保を図るものであります。

今臨時会におきましては、先に専決処分いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算の報告と併せて2件の案件につきましてご審議をお願いを申し上げます。

議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げて挨拶いたします。よろしくお祈りを申し上げます。

○議長（三森義高君） どうもありがとうございました。

ただいまから平成21年第2回高森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

建設課長補佐 後藤和幸君並びに高森東保育園長代理 瀬井類子さん、色見保育

園長代理 熊谷優子さんからは、欠席の届け出がっておりますので報告します。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三森義高君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番 後藤英範君、1番 立山広滋君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（三森義高君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日2月17日の1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

【平成20年度高森町一般会計補正予算】

○議長（三森義高君） 日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 平成20年度高森町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、別所ため池整備事業にかかわるものでありまして、平成20年度補正予算（第5号）で同事業の防水工事を効果的に実施するため、ボーリング調査委託料145万円をご決定をいただいたところでしたが、その後、早急にボーリング調査を実施いたしました結果により、事業の最大限の効果を発揮するために設計等の見直しを行い、早期に工事を実施し、完了することを目的とし、専決をいたしたところでございます。

なお、この補正は、歳出予算の組み替えであり、農林水産事業費においても増額となった145万8,000円については予備費から充用しております。したがって、一般会計現計予算の歳入歳出それぞれ38億3,828万6,000円のままとなっております。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

5 款 1 項 1 0 目の農地費の 1 3 節の委託料につきましては、別所ため池整備事業にかかわる設計委託料が確定したことにより 4 6 万円を減額補正をいたしました。

また、同じく農地費の 1 5 節工事請負費につきましては、1 9 1 万 8, 0 0 0 円の増額補正をいたしたところでございます。この財源につきましては、同じく 5 ページの 1 3 款 1 項 1 目の予備費の同額の 1 4 5 万 8, 0 0 0 円を組み替えるものでございます。

以上、専決いたしました内容についてご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番 森田勝君。

○2 番（森田 勝君） おはようございます。2 番、森田です。

ただいま町長の方から別所ため池のことで、恐らく水漏れの件の補正ではないかと思っております。あそこの件はですね、私もちょくちょく通りますけど、ボーリング工事がちょっと前あってまして、あの下はどういうふうな形になっていたのか説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） 今の件ですけれども、当初、私たちが想定しておりましたのは、水抜き部分の下の方にあるんですけども、その周りから漏れているんだろうということで、ハガネド工法といいまして、固めた土をブロックの堰堤がしてあります裏に入れることで一応想定をしておりました。その後、電気探査調査をしましたところ、その部分ではなくて、もっと下の方の部分でですね、水漏れが発見されました。これについてはブロックの水抜きのさらに下になりますので、その土を入れるハガネド工法というのがちょっとできないということで、電気探査の結果が出まして、さらに深い所ですので、今回についてはグラウト注入法といいまして、液状の固めるやつをボーリングをして、そこに注入していくという工法で、想定では本当はこの工事をしたときの、この周りから漏れているんだろうという想定が全く違う、別な場所だったということで、このグラウト注入法という工法で下の方に液状の固めるやつを流すようにしております。その分で資材代等がかなり違いましたので、その分で増加しております。

○議長（三森義高君） 2 番 森田勝君。

○2 番（森田 勝君） 私は、現場に以前からちょっと水の落ちる場所もある程度、自

分たちで分かるとるつもりでございますが、今説明があったように、前の穴と違うような穴から漏水がしよったという話ですけど、前の工事のときにですね、そういうことがはっきり何で分からなかったのか、説明をお願いします。

○議長（三森義高君） 産業観光課長 後藤正三君。

○産業観光課長（後藤正三君） すみません。前の工法もちょっと詳しくは知らないですけど、基本的にその水抜きをのりから漏れるということで、その周囲を基本的にコンクリート固めをしてやっておりました。その時点で、ここから漏れてないということじゃないんですけれども、まあそこを固めたけれども、さらにまだ漏れると、ちょっと変だな、おかしいなということで、再度、今回もそのさらにもうちょっと下だろうということを想定してみたんですけれども、今言ったように、さらに深い所で電波探知機で調査したら、さらに深い所だったということで、以前のがそこは全く漏れてなかったということではないと思います。ちょっと前のことで、私も詳しくは知らないんですけれども、前のときは、その水抜きをのりの方をとにかく固めていたということです。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） この工事関係は、特に今後、防ヶ平もまたありましたし、特に水の関係の工事はですね、そういう方面に注意されまして、今後そのようなことがないようにお願いしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第2号 平成20年度高森町一般会計補正予算について

○議長（三森義高君） 日程第4、議案第2号、平成20年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第2号で提案いたしました平成20年度高森町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、定額給付金事業及び子育て応援特別手当事業にかかわるものであります。定額給付金事業費の総額1億2,540万1,000円、また子育て応援特別手当事業費の総額300万円でありまして、両事業ともに事業費全額が歳入予算に同額の国庫補助金として充当されるものであります。

したがいまして、歳入歳出予算それぞれ1億2,840万1,000円を増額補正することといたし、歳入歳出予算の総額は39億6,668万7,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきます。

14款2項2目1節の定額給付金事業交付金のうち1億1,704万円につきましては、定額給付金の支給にかかわる全額を国庫補助金として歳入予算に計上するものでありまして、定額給付金事務費交付金の836万1,000円につきましては定額給付金支給事務費に必要な事務費の全額を歳入予算として計上するものであります。

次に、14款2項3目3節の子育て応援特別手当交付金のうち288万円につきましては、子育て応援特別手当交付金の支給にかかわります全額を国庫補助金として歳入予算に計上するものでありまして、特別手当事務費交付金12万円につきましては、特別手当支給事務に必要な事務費の全額を歳入予算として計上するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきます。

2款1項24目の定額給付金の事業につきましてご説明を申し上げます。3節から13節までにつきましては、本事業の執行に必要な事務費を計上してあります。

19節の負担金補助及び交付金1億1,704万円が今回の定額給付金の支払予定額であります。なお、国の第2次補正予算の歳入にかかわります予算の関連法案が成立しておりませんことから、実際の給付にかかわります事業については、現時点

では未定であります。今後、進められる事務を進めつつ、国の予算及び関連法案成立等の今後の動向を見極めながら、事業を実施してまいりたいと存じますが、事務費及び給付にかかわる事務費の平成21年度への繰り越しは必須となりますことに対しましても、ご理解とご協力をお願いを申し上げるところでございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項3目の児童運営費につきましてご説明を申し上げます。今回の子育て応援特別手当事業につきましては、児童運営費において執行してまいります。9節から12節までが本事業の執行に必要な事務費であります。20節の扶助費288万円が子育て応援特別手当として支給される予定のものであります。なお、子育て応援特別手当事業につきましては、定額給付金事業と同じく国の関連法案の成立時期に関係をいたしません関係上、事業の進捗状況によりまして、平成21年度への繰り越しもあり得ることに対しましても、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

以上、今回提案いたしております補正予算の主なものについて、その概要をご説明申し上げましたが、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（三森義高君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。1番 立山広滋君。

○1番（立山広滋君） おはようございます。1番、立山です。

今、町長の方から説明がありましたけれども、ちょっと分からないから聞きますけれども、今、説明の中で先月の末、国の方で景気対策ということで、第2次の補正予算案が通過したわけですけれども、町長から今説明がありました中で、関連法案といいますか、それがまだ成立していないということで、その関連法案は、財投の繰入特例法案だと思いますけれども、その財源を根拠にしているですね、今出ました定額給付金、国の方で約2兆円、それと子育て応援特別手当、国の方で約650億円、その他この財源を根拠にしている政策項目が、高速道路料金の大幅な引き下げが約5,000億円、それと緊急雇用創出のための基金が約1,500億円、それと妊婦健診の無料化が約800億円、それと地域活性化生活対策臨時交付金の方が約6,000億円となっていますけれども、今、定額給付金と子育て応援特別手当等の説明がありましたけれども、その他高速道路以外ですね、この他はどのような扱いが今後なされるのでしょうか、それをちょっとお尋ねいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 今、1番議員さんお尋ねの国の予算の関係ですけれども、

今日提案いたしました定額給付金及び子育て応援手当ですけれども、これにつきましては、今おっしゃったとおり、1月28日に予算は成立いたしましたものの、関連法案が昨日まではまだ通っておりません。衆議院から参議院へ送られまして、参議院の方の審議が遅れているわけでございますけれども、予算が通りましたことから、国・県におきましては、この予算については直ちに組むようにというような指示をいただきまして、今回の補正予算の提案になったわけでございますけれども、あと残りの生活対策交付金、それに来年度の雇用創出対策交付金ですか、これにつきましても3月議会での補正に盛り込んでおりますし、21年度の雇用対策につきましては21年度、22年度の事業でございますので、21年度、新年度の予算に計上を本町もいたしておるところでございます。それでよろしいでしょうか。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 5番、甲斐です。

今、説明がありましたように、まだ国会を通らん前にいろいろ言うのもどうかと思いますけれども、だいたい通ると予定してのことだというふうに思っております。私ももうだいたい通るだろうと信じてはおりますけれども、実は定額給付金、ここに最後の方に、7ページに書いてありますけれども、町としては国はいろいろ国会答弁の中で言われておりますけれども、なるべくその町内でいろいろ使ってほしいと、そのために景気対策ですね、そういう意味での定額給付だというような話もされております。他町村でもいろいろこのことについて協議をされておるようでございますけれども、町としてはもうそのままいただいて、そのまま国が示したとおり、町民に支給されるつもりですか、そのことについてちょっと町長の気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、5番議員さんの方から質問がございましたが、いろんな各町村。苦慮されて、いかに地元で消費といいますか、落とさせていただくかということで大変苦勞をされておられるところでもございます。ただ、私も中にはですね、1割プラス2割プラスと支給したらいかがだろうかというお話も確かにございましたけれども、なかなか地元の商品を買っていただくということに決定するというとですね、商品券か何かと取り換えて全額をやらんことには、お金をプラス1万2,000円を1万3,000円にしたから、町に落ちるという保障も何もありませんし、まあ商品券とですね、商工会の方々とその券を1万3,000円入れ替えてもらうならですね、町もしたかいがありますけれども、早い話が商店街、農協、いろ

んな各地域のところに1万3,000円が落ちるかどうかということがですね、なかなかそのあたりの不安がございまして、せっかくやるなら町で落としていただければ、もうオール商品券と換えていただくと、考え方をですね、1万3,000円がた商品券をあげますと、それならいろんな考え方は間違いないかもしれませんが、現金を渡せばですね、新聞によく載っておりますけれども、格好いい話ではありますけれど、実際お金を1,000円プラスして、1割プラスして1万3,200円ぐらいになると思いますが、合うかどうかをですね、疑問視をいたしております。この前もちよっと商工会の方々とも懇談会がございました。そのときもその話は十分ありましたけれども、町といたしましては、もう今の現状をですね、1万2,000円のまま各住民の方々にですね、漏れなくじゃなくて、もう間違いなく、ある程度は探してでもお渡しした方がいいんじゃないかというふうなお話はしております。今はそういう気持ちでおります。

○議長（三森義高君） 5番 甲斐廣國君。

○5番（甲斐廣國君） 町長の気持ち、よくわかりますが、私もそういう気持ちですね。

次に、臨時交付金もあるというような話でございまして、それについては多少ひも付きみたいな感じがいろいろ噂されております。今話されたようにですね、やっぱりなかなか町内で商品券あたりに換えて、町内で使うということよりも、やっぱりこのような不景気でございまして、全世帯いろいろ使い道を考えておられると思います。少額ではございまして、自由に使える方がですね、いいんじゃないかと私自身はそういうふうと考えておるところでございまして、できればそういうふうにしてですね、借金のある方は借金に返済するとか、子供の教育費に使うとか、いろいろそういうふうな方法の方がいいんじゃないかというふうに私個人としてはそういうふうと考えておりますので、よろしく願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。2番 森田勝君。

○2番（森田 勝君） はい。2番、森田です。

今の件について、これはまだ予算的にはっきりはなっていませんが、私が町内において、今の定額給付金のことについて尋ねますと、やっぱり何年前かですね、さっき町長が申されましたように、商品券にしてあったと、ああいうことは今度してもらわん方がええぞと。何でかというんですね、やっぱり今、俺ども年取った

と。町の中で使わにゃんごつなつたっちゃ、こら何も使い道もにゃあて、そういう話を聞きまして、私もですね、ああ本当にこれは1万2,000円なり、素直に配るといってちょっと話が妙なふうになりますが、そういうふうな形で配当してもらったらどうだろうというような話も聞きまして、ああなるほどと、やっぱり年取るとですね、やっぱり自分でもいろんな使い道もあるし、商品券になったらどうでんこうでん町でも使わにゃんごつなるし、これじゃどぎゃんもいかんということと、特に私も現金のままですね、配当されますようお願いしておきます。

○議長（三森義高君） ほかにございませんか。3番 田上更生君。

○3番（田上更生君） おはようございます。3番、田上でございます。

今の関連でございませうけれども、この歳出の中で口座振替手数料というような項目が上がっておりますけれども、実際この景気刺激策というようなことで、この定額給付金等も支給されるわけでございますけれども、これを口座振替という形をとりました場合に、自分の口座の中に入ってきた場合に、本当にそれが消費に回るのかなと、普通のもう生活費と同じ形の中で使われてしまいはしないのかなというような懸念が一つございますが、そこらへんのところは、恐らく町としては口座振替というような手数料が上がっておりますので、口座振替というふうなお考えだろうというふうに思いますけれども、そののと、もう一つはですね、国の方の基準日が2月1日でございます。定額給付金額、国の決められた額以上のことは、町としてはやらないというようなことでございますけれども、基準日が2月1日というようなことで、この期日というのを町独自の考え方でですね、もう少し子供たちが、新しい乳幼児が生まれたりと、2月1日以降にですね。就学年月日が4月1日でございますので、それまで幅を少し広げていただくとかですね、そういうお考えができないのかなというような気もするわけでございますが、町長、いかがでございましょうか。

○議長（三森義高君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変この難しい問題ですね。小学校入学等、3月31日で切るのか、4月1日で切るのか、4月2日で切るのかというふうなところでございますものですから、延ばせば切りはないし、せつかく国の方針として2月1日をですね、基準日とするということでございますから、それに従った方が町としてもうまくいくんじゃなかろうかなと。1カ月延ばせば4月1日まで、4月1日の次は5月1日と、そのようになってまいりますものから、これは一応はせつかく国の方も、総務省さんも考え抜いた末の結果が2月1日だそうでございますから、それに

従った方が町としてもうまくいくんじゃないかなと、そのように思っております。

もう一つ、先ほどの商品券の問題でございますけれども、商品券もですね、今2番議員さんがおっしゃいましたが、1万2,000円のところもあれば、2万円のところもあるということでございます。だから、このままですね、支給されたとおり、そして先ほども申しましたように、1人も漏れることなくですね、どなたにもある程度は住所を調べてでもですね、町に籍がある人には給付すべきじゃないかと、その気持ちだけは思っております。おらっさんからよか幸いじゃなくてですね、そういう意味じゃなかで、必ずせつかくの制度でございますから、ある程度は探し求めてでもですね、給付したいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） もう1点お尋ねの口座振替なのかということでございますけれども、国の示しております基準が、申請受給者が指定した口座への振り込みということで、現金の交付によることもできとなっておりますけれども、可能な限り振り込みによる給付ということになっておりますので、私たちも当初は、すぐ使っていただくように窓口での交付を模索しておりました。ところが金融機関さんと話す中でも、取り扱いについて、この給付金については町との今、口座振込によります手数料じゃなくて、全額国庫が事務費を見るということですので、当たり前の手数料315円を1件当たり取りますということでございます。これは金融機関、ほとんど全国的に一律だろうというふうなことを思っておりますけれども、この事業は別個の事業だと、町の普通の委任事務を受けた事業じゃなくて、国の給付金事業という特別な事業だということでございますので、口座振込を現在のところ考えております。それで、もし仮に口座も持たれないという方につきましては、現金給付も可能だということですので、そういう方については現金給付をすることになるかと思っておりますけれども、この給付の開始日から申請期限が、給付申請受付開始から6カ月以内となっております。うちの場合、そういう案件が、例えば住所はここにあつて、実際いらっしやらないとかいう方は少ないと思っておりますけれども、都会においてはそういう例も多々発生するんじゃないかなとかなというところで、6カ月間の期間がとってありますので、給付については、そういう方については、かなりずれ込むかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） はい。6番、後藤です。

今、給付の問題で、だいたい口座振替というような話でございますが、2世帯ですね、現金でも可能ということでございますが、お年寄りと、それから若い人たち夫婦とか、そういう別々のところがあるが、戸主ですね、要するに6人家族の戸主のところの口座に全部振り込むのか、あるいはお年寄りあたりが現金で欲しいというようなときは、そういうことも可能かどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 先ほど申しあげましたように、口座への原則振込だというのが国の考え方でございまして、受給者につきましては、住民基本台帳に記載されていらっしゃる方につきましては、その者の属する世帯の世帯主ということが規定されております。外国人登録原票に登録されている方につきましては、その対象者ということになっておりますので、あくまでも普通の家庭ですと、世帯主を受給者と、申請者ということにするようにということでございます。老人ですので、その家族でめいめいに申請されることはありませんので、そこの世帯主にいくということになります。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 世帯主の方に全額というようなことでございますが、子供さんのですね、今お世話になつとる学校関係とかに行きよる子供あたりは、親に十分な理解を示すと思いますが、高齢者の方たちがですね、やっぱり医療関係とかに金の要る方はですね、まあ世帯主が理解があつて、はい、あなたの分ですよ、こうやればいいんですけど、なかなか黙って自分のほとくらに入れてしまうと、もう非常にですね、国の思惑と外れるような気持ちになりますので、そのへんをどのような方法でですね、これは何か文書でも流すような形にすれば、そういうことができるかどうか、もう1回お尋ねしておきます。

○議長（三森義高君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 実際問題といたしましては、この定額給付金条例については、申請に至るまでは回覧等で周知をしていきますし、また当然、申請の申し込みの案内にも、当然そういうことは周知をしてもらうようにするつもりでございます。それに対しまして、国の方からもいわゆる振り込め詐欺の関係とかにつきましても、周知をしてほしいという旨の文書もまいっておりますので、そこらも含めて

やりたいというふうに思っております。ただし、その子供さんといいますと18歳以下ですので、もう小学校の高学年になられますと、ある程度理解されるかと思えますけれども、それは一家の子供さんにつきましては、大変申し訳ありませんが、世帯主であられる方が責任をもたれてですね、やってもらうようにしないと。じいちゃん、ばあちゃんにつきましては、これにつきましては、回覧等をよく見ていただいでですね、趣旨をご理解はいただきたいというふうに思います。

○議長（三森義高君） 6番 後藤和昭君。

○6番（後藤和昭君） 内容については、回覧等で周知をしたいというようなことで、少しは安心いたしました。やっぱり臨時収入ですね、世帯主にすれば。多い人はやっぱり、ちょっと計算しますと18万円ぐらい取られる方もおられるようでございますが、やっぱり18万円という、1カ月の給料分位入ってくるわけです。それを何もですね、ただテレビ等のああいう宣伝の仕方、また広報の流し方ですね、年寄りのところには全然回ってこんという可能性もあるわけです。できればですね、回覧等で広報を流せばですね、まあ高森広報でもようございますが、そういう広報の中で、もし国からの交付金がもう間違いなく定額給付金に来るようになりますら、その方の周知を徹底していただきたいと思います。終わります。

○議長（三森義高君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、平成20年度高森町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三森義高君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、平成20年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（三森義高君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第2回高森町議会臨時会を閉会します。
お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成21年第2回臨時会

平成21年2月発行

発行人 高森町議会議長 三森義高
編集人 高森町議会事務局長 古澤建生
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111